



国民健康保険料の中の 後期高齢者支援金分が改定されます。

組合では後期高齢者支援金を納付するにあたって、その財源として国からの補助金とともに、みなさまから納めていただいている保険料のうち「支援金分」を充てておりますが、ここ数年、高齢化により後期高齢者支援金の支出額が増える一方、制度改革等で国からの補助額が年々、減少していることから、平成22年度より据え置いてまいりました「支援金分」保険料について下表のとおり改定いたします。組合員のみなさまのご理解をお願いいたします。

(関連規約は第118回臨時組合会にて改正)

旧			新		比較
年齢区分	後期高齢者支援金分保険料		年齢区分	後期高齢者支援金分保険料	
組合員	A区分 20歳未満	1,300円	A区分 20歳未満	1,300円	据え置き
	B区分 20歳以上 30歳未満	2,000円	B区分 20歳以上 30歳未満	2,000円	据え置き
	C区分 30歳以上 40歳未満	3,300円	C区分 30歳以上 40歳未満	3,300円	据え置き
	D区分 40歳以上 55歳未満	<u>3,500円</u>	D区分 40歳以上 55歳未満	<u>3,800円</u>	300円引上げ
	E区分 55歳以上 65歳未満	<u>3,500円</u>	E区分 55歳以上 65歳未満	<u>4,000円</u>	500円引上げ
	F区分 65歳以上	<u>3,500円</u>	F区分 65歳以上	<u>4,200円</u>	700円引上げ
	家族 (1名につき)	<u>1,100円</u>	家族 (1名につき)	<u>1,600円</u>	500円引上げ
○年齢区分は、年度当初の年齢で区分し、年度途中の区分変更はしません。 ○家族の後期高齢者支援金分保険料は4人まで賦課し、5人目からは免除します。			令和2年度 組合員年齢区分早見表		
			A 区 分	平成12年4月2日生まれ 以降	
			B 区 分	平成 2年4月2日生まれ から 平成12年4月1日生まれまで	
			C 区 分	昭和55年4月2日生まれ から 平成 2年4月1日生まれまで	
			D 区 分	昭和40年4月2日生まれ から 昭和55年4月1日生まれまで	
			E 区 分	昭和30年4月2日生まれ から 昭和40年4月1日生まれまで	
			F 区 分	昭和30年4月1日生まれ 以前	